

川崎市東扇島貸し自転車運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東扇島地内における自転車貸出し業務の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 自転車の管理は、川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園の指定管理者とする。ただし、その管理を委託できるものとする。

(保守、管理)

第3条 管理者は、自転車を常に良好な状態に保つものとする。

(利用時間及び休業日)

第4条 東扇島貸し自転車の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。

利用時間	休業日
午前9時～午後4時	12月29日から翌年の1月3日まで

(利用方法)

第5条 利用者は、利用申込書に記入し提出するものとする。

(利用者)

第6条 利用者は、中学生以上とし中学生未満は保護者同伴とする。

(使用者)

第7条 使用料は無料とする。

(利用者の事故)

第8条 利用者の事故に関し、管理者に瑕疵がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。

(走行区域)

第9条 貸し自転車の走行できる区域は、東扇島緑道、東扇島西公園、東扇島東公園及びその取付道路とする。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは走行区域を変更することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 走行中は、交通安全ルールを守り他人の迷惑となる行為をしないこと。

- (2) 走行区域内の設備及び植栽等をき損しないこと。
- (3) 環境美化に留意し、ゴミは持ち帰ること。
- (4) 自転車を損傷したときは、その旨、係員に届け、指示を受けること。
- (5) 前各号に定めるもののほか係員が指示する事項

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年10月13日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。